

質問の概要	回答
過去３年間の収支報告書／財務諸表を開示していただけますか。	過去３年間の収支報告書（維持管理費・人件費・市の指定管理料）をまとめたものは市ホームページに掲載させていただきます。 https://www.city.kamogawa.lg.jp/site/kamogawa-kanko/875.html
物販・飲食・施設利用料の売上げと市の指定管理料との関係を確認したいです。	施設利用料の売上げについては、指定管理業務における収入となります。 物販・飲食（食堂）については指定管理業務の対象外であり、物産館利用者の自主事業になります。（現行は指定管理者が利用） なお、物産館を利用するにあたり、別途で条例に記載してあります施設利用料がかかります。
千年磯公園について、コンクリート剥離が進んでおり、ポンプを修繕しても水を貯められない可能性が高いと現地で確認しました。市はこの修繕・安全対策に予算を割く予定がありますか？	千年磯公園のコンクリート剥離ですが現時点で修繕の予定はございません。修繕につきましては、本市の財政状況を鑑み、修繕の必要性や緊急性等を考慮しまして、優先順位を決めたうえで、順次実施しております。
指定管理者負担となる場合、想定範囲はどこまでですか？また、過去に業者に修復を依頼された際のお見積り額を教えてくださいことは可能ですか？	指定管理者の負担範囲については、募集要領の「【鴨川オーシャンパーク費用負担区分表】（２）施設、設備補修関係」に記載されておりますが、コンクリート剥離修繕の費用負担については、市・指定管理者間での協議案件に該当となります。なお、コンクリート剥離については、過去５年間業者に見積依頼した実績はございませんでした。
外壁の「水の流れる演出」が壊れていますが、復旧予定はありますか？	外壁の「水の流れる演出」ですが現時点で修繕の予定はございません。修繕につきましては、本市の財政状況を鑑み、修繕の必要性や緊急性等を考慮しまして、優先順位を決めたうえで、順次実施しております。
渡り橋が急勾配でバリアフリー対応が不十分です。改善工事は市負担で実施されますか？	改修工事については市の負担となりますが、本市の財政状況を鑑み、個別での実施ではなく、施設の大規模改修時にまとめての実施を検討しております。なお、大規模改修の実施時期については、現時点では未定となっております。
千年磯公園にあるドッグランは狭く実質的に活用が難しいと考えます。廃止・転用は可能でしょうか？	ドッグランについては、現行の指定管理者が千年磯公園の休憩広場（芝生部分）の原状に変更を加えず設置したものととなっておりますので、廃止は可能です。市との協議は必要となりますが、原状に変更を加えない形であれば転用も可能です。
漁民公園のBBQ小屋が利用されていません。改修・撤去の裁量は指定管理者に与えられますか？	漁民公園のBBQ小屋については、こちらは現行の指定管理者が自主事業にて設置したものですので、指定管理者の変更が生じた場合は撤去となります。

物産館の販売方式について、「場所貸し」「歩合制」「直仕入れ」など、どの方式が許可されていますか？また、自由度はどの程度ありますか？	物産館につきましては、指定管理者が年間の利用を市に申請して許可を得ています。鴨川オーシャンパークの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第7条により、利用権の転貸は認められていませんので、「場所貸し」につきましては許可ができなくなっております。「歩合制」、「直仕入れ」については、条例上制限はされていません。その他制限につきましては、条例を参照してください。
新規事業（潮干狩り体験、海鮮BBQ、動物ふれあい村など）を展開する場合、特別利用に該当しますか？その際、料金設定は指定管理者の裁量で決められますか？	特別利用については、条例第9条を参照ください。特別利用に係る利用料金は指定管理者の収入となりますが、料金設定につきましては、条例別表に定める額の範囲内において、書面により市の承諾を得た上で、指定管理者が設定することとなります。
今回の指定管理者選定にあたり、市が最も重視する評価ポイントは「黒字化」「市民利用」「観光振興」のいずれでしょうか？	指定管理者の選定基準については、募集要領の「10 選定基準及び選定方法」を参照してください。
災害や台風などで営業停止となった場合の損失は、すべて指定管理者の負担となりますか？一部市で補填いただけるケースはありますか？	災害や台風などの不可抗力に伴う施設、設備の復旧については市負担となります。営業補填については基本的に行いませんが、上記不可抗力により、管理運営費用に追加又は減額が発生した場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料を変更することができます。（募集要領「13 指定管理者と市のリスク分担 【鴨川オーシャンパーク リスク分担表】」を参照）